

# ぎふ清流文化プラザガス需給契約書（案）

発注者公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「甲」という。）と受注者●●●●（以下「乙」という。）とは、ぎふ清流文化プラザ（以下「プラザ」という。）で使用するガスの需給に関し、次の条項によりガス需給契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき甲がプラザで使用するガスの需要に応じて甲に安定的にガスを供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

## （契約金額）

第2条 契約品目及び契約金額は次のとおりとする。

1. 品目 都市ガス 13A

2. 契約金額 別紙内訳書のとおり

なお、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したものである。

## （需給場所）

第3条 需給場所は次のとおりとする。

1. 名称 ぎふ清流文化プラザ

2. 所在地 岐阜市学園町3丁目42番地

## （契約期間）

第4条 契約期間は、一般ガス導管事業者が定める令和8年4月の定例検針日の翌日から令和9年4月の定例検針日までとする。

## （契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

## （権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、甲の書面による承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

## （危険負担等）

第7条 契約の履行前に甲及び乙の双方の責に帰することができない理由により生じた損害は、乙の負担とする。ただし、乙が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、甲は相当の損害を負担することができる。

## （秘密の保持）

第8条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## （契約金額の変更）

第9条 この契約締結時において予測することのできない経済事情その他の状勢の変化により物価の変動等を生じ、そのため契約単価が著しく不適当であると認められ

るときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

- 2 前項の協議は、文書をもって、相手側に申し入れるものとする。
- 3 従量料金適用単価の算定の基礎となる原料費調整単価に変動が生じた場合は、甲乙協議の上、内訳書の従量料金適用単価を変更することができる。
- 4 前項の協議は、乙からの通知をもって代えることができる。ただし、甲が当該通知を受け取った日から5日以内に異議を申し出た場合は、この限りでない。
- 5 前項の申出があった場合は、甲乙協議の上、当該契約単価を定めるものとする。
- 6 甲は、契約単価の変更に係る予算措置が困難となったときは、第13条の規定に関わらず、契約を解除することができるものとする。
- 7 前項の規定により契約を解除した場合においては、甲は、乙に対し、損害金、違約金又は損害賠償金を支払う責任を負わないとする。

#### (計量及び検査)

第10条 乙は、毎月1回、甲乙協議の上決定した日に乙又は託送供給実施者が設置した計量器により記録された値により計量し、その結果について、甲の指定する職員による検査を受けなければならない。

- 2 検査の方法その他必要な事項は、設置される計量器の状況等に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (損害賠償の負担)

第11条 乙は、天災その他乙の責めに帰さない理由による場合を除き、乙が甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
- 3 第三者の行為によりガス供給の停止等を生じた場合において甲が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は、甲に協力するものとする。

#### (ガス料金及び代金の支払等)

第12条 乙は、第10条第1項の検査終了後、速やかに当該月のガス使用に係るガス料金を適法な請求書をもって請求するものとし、甲は、請求書受理後30日以内にガス料金を支払わなければならない。

- 2 前項のガス料金は、基本料金、従量料金及び取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額とし、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとする。なお、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- 3 前項の基本料金は、第2条で規定した別紙内訳書の金額とする。
- 4 第2項の従量料金は、第2条で規定した別紙内訳書の従量料金適用単価に当該月のガス使用量を乗じた金額とする。
- 5 原料費調整制度に基づく調整は、当該需要場所を供給区域とする旧一般ガス事業者の基本約款に定める原料費調整額と同じ算定方法とする。
- 6 第1項のガス料金の支払を遅延したときは、甲は支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

#### (契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負

わなものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 故意に契約の履行を遅延し、又は品質数量に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約期間の基本料金合計に、第2条に規定した別紙内訳書の各月の従量料金単価に別添仕様書の別表2に記載した契約月別使用量を乗じて得た契約期間の従量料金合計を合わせた金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならぬ。

3 前項の場合において、既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第13条の2 甲は、乙が本件契約に関し、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(暴力団排除措置による解除)

第13条の3 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

甲 岐阜市学園町3丁目42番地  
公益財団法人岐阜県教育文化財団  
理事長 高木 敏彦

乙

## 特記仕様書

### 1 妨害又は不当介入に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

### 2 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

内訳書（第2条関係）

ぎふ清流文化プラザガス需給契約内訳書

(単位：円)

検針月	基本料金(1月あたり)	従量料金適用単価(1m <sup>3</sup> あたり)	左の内訳	
			従量料金単価	原料費調整額単価
令和8年 5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
令和9年 1月				
2月				
3月				
4月				

\* 基本料金及び従量料金適用単価には、消費税及び地方消費税相当分を含む。

\* 原料費調整制度に基づく調整は、当該需要場所を供給区域とする旧一般ガス事業者の基本約款に定める原料費調整額と同じ算定方法とする。

# ぎふ清流文化プラザガス需給契約仕様書

ガス供給事業者（以下「乙」という。）は、ガス事業法及びその他関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づきガスの供給を安定的に行い、公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「甲」という。）はぎふ清流文化プラザにおいてその供給を受けることとする。

## 1 概要

### (1) 需要場所

名 称 ぎふ清流文化プラザ  
所在地 岐阜市学園町3丁目42番地

### (2) 業種及び用途

ホール等貸館、運転教育施設等

## 2 需給期間

一般ガス導管事業者が定める令和8年4月の定例検針日の翌日から令和9年4月の定例検針日まで

## 3 予定使用量等

取引メーター、契約年間予定使用量及び契約月別予定使用量は別表のとおりとする。

## 4 調達案件の仕様等

### (1) ガス種別

都市ガス 13A

### (2) 供給熱量

45M J / m<sup>3</sup>

### (3) 供給圧力

低圧

### (4) 需要場所での用途

空調、ボイラー、ガス灯、シャワー

## 5 ガス供給設備

本入札による単価契約にともなって発生するガス設備変更工事費用については、乙の負担とする。

## 6 保安

### (1) ガス工作物の点検、緊急保安

ガス事業法の定めるところにより、ガス工作物の点検、緊急保安は、当該需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者に課す。甲および乙は、一般ガス導管事業者が行う保安業務に協力する。

### (2) 消費機器の調査・危険発生防止周知

① ガス事業法の定めるところにより、消費機器の調査・危険発生防止周知は乙に課す。なお、乙は消費機器調査の結果をガス導管事業者に通知することができるこことする。

② 乙は、現地における消費機器の調査・危険発生防止周知に係る業務を第三者に委託できることとする。

③ 乙又は乙の委託者は、前述の業務の実施にあたり、甲の了解を得た上で甲の敷地内に立ち入ることができることとする。

### (3) ガス供給中止等の条件

① 次のいずれかに該当する場合には、乙または一般ガス導管事業者は、甲の承認を得た上で、ガスの供給を中止又はガスの使用制限を行うこことする。

(ア) 災害等その他不可抗力が生じた場合

- (イ) ガス工作物に故障が生じた場合
- (ウ) ガス工作物の修理その他工事の施工（ガスマーティー等の点検、修理、および取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
- (エ) 法令の規定または託送供給約款等の定めによる場合
- (オ) 乙または一般ガス導管事業者がガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
- (カ) 乙または一般ガス導管事業者がガスの不完全燃焼による事故の発生の恐れがあると認めた場合
- (キ) 保安上またはガスの安定供給上必要な場合
- (ク) 一般ガス導管事業者のガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生し、または一般ガス導管事業者が発生する恐れがあると認めた場合

② 乙は、ガスの供給を中止又は使用制限を行った場合、甲に対して当該事態が解消した後、速やかに報告することとする。

(4) 保安体制表の提出  
乙は、緊急時の連絡体制をガス供給開始日までに甲に提出することとする。

## 7 その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項については、ガス事業法その他関係法令等に基づき、甲乙協議の上、決定することとする。

別表

1 空調用取引メーター (低压)

設置場所	ガスマーター	ガス通過流量 (m <sup>3</sup> /h)	負荷計測器	備考
地階	ND100-5248	100	無	空調

(参考) 空調用熱源機の定格

設置場所	熱源機型式	台数	冷房定格 (N m <sup>3</sup> /h・台)	暖房定格 (N m <sup>3</sup> /h・台)
			45MJ ベース/台	45MJ ベース/台
地階	QBW-R280FG	1	65.6	65.6

2 一般用 (低压)

設置場所	ガスマーター	ガス通過流量 (m <sup>3</sup> /h)	負荷計測器	備考
地階	ND50-1438	50	無	ボイラー1
地階	ND50-1439	50	無	ボイラー2
地階	ND6-680	6	無	ガス灯
1階	ND16-3324	16	無	シャワー

3 契約年間予定使用量及びメーター毎の月別予定使用量

検針年月		検針メータ別の予定使用量 (m <sup>3</sup> )					
		空調	ボイラー1	ボイラー2	ガス灯	シャワー	計
令和8年	5月	1,818	1,091	697	126	0	4,105
	6月	4,320	640	551	103	0	6,175
	7月	7,141	648	693	104	0	9,445
	8月	12,064	603	595	99	0	14,697
	9月	9,706	630	619	113	0	12,175
	10月	9,720	862	830	105	0	12,669
	11月	4,518	808	822	120	0	6,895
	12月	434	2,295	2,724	129	1	6,141
令和9年	1月	30	3,946	4,346	142	1	9,312
	2月	23	3,815	5,277	116	1	10,155
	3月	4	3,226	4,201	110	1	8,296
	4月	0	2,689	2,826	124	1	6,204
メーター別計		49,778	21,253	24,181	1,391	5	106,269
契約年間予定 使 用 量		106,269					

※上表の数値は過去の実績から算定した予定数値であり、実際の使用量は上下する。

※5台のメーターを合算した基本料金と従量料金の単価の契約とする。

